

(平成24年4月4日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認群馬地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
国民年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 63 年 3 月から同年 6 月までの期間及び同年 8 月から平成元年 2 月までの期間の国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 1 月から同年 6 月まで
② 昭和 63 年 3 月から平成 3 年 1 月まで

私の申立期間の国民年金保険料は、母が納付していたはずである。申立期間①の保険料が未納とされていること、及び申立期間②が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①及び②について、その母親が国民年金保険料を納付していたと主張しているが、保険料を納付するためには、国民年金に加入し国民年金手帳記号番号の払出しを受けなければならないところ、申立人の手帳記号番号は、申立人が所持している年金手帳の住所記載欄及び申立人の住所異動履歴に係る申述により、昭和 61 年 9 月頃に、当時申立人が居住していた A 区で払い出されたものと判断できることから、申立人は、その際に、59 年 1 月まで遡って被保険者資格を取得したものと推察できる。

また、オンライン記録により、申立期間①直後の昭和 59 年 7 月から同年 9 月までの保険料を、時効直前に過年度納付していることが確認できるものの、前述の国民年金手帳記号番号が払い出されたと推察される時点では、申立期間①の保険料は時効により納付することができない。

さらに、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

2 申立期間②のうち昭和 63 年 3 月から同年 6 月までの期間及び同年 8

月から平成元年2月までの期間については、オンライン記録によると、一旦は保険料が納付されているが、同年4月に社会保険事務所（当時）において還付決議がされたことが確認できるものの、申立人が還付を受けた形跡は確認できず、申立人及びその父親も「国民年金保険料過誤納還付・充当通知書」が送付された記憶は無いと回答している。

また、日本年金機構B事務センターにおいても、還付決議がされた当時は、事務処理上、オンラインによる処理方法であったことから、当該通知書の送付先及び未提出の際の督促状況等も現在では不明であると回答しており、当該通知書が申立人に送達されなかった可能性も否定できない。

さらに、申立人は、申立期間②について海外へ出国していたと回答しており、オンライン記録では未加入期間とされているものの、申立人はその間、国民年金の資格喪失手続きを行っておらず、住民票についても、両親の住所地と同じであったと主張しており、事実、申立人が昭和63年3月に海外へ出国した後も、その母親が管理していた申立人名義の預金通帳から、引き続き付加保険料を含めた保険料が引き落とされていることが確認できることから、本来、強制被保険者として国民年金の被保険者となる期間であると考えられ、当該期間の被保険者資格を遡って喪失させ、保険料を還付すべき特段の理由は見当たらない。

しかしながら、申立期間②のうち昭和63年7月については、前述の預金通帳から、口座預金残高不足により保険料の口座引き落としができなかったことは明らかであることから、保険料を納付したとは考え難い上、保険料を納付していたとする母親は、既に他界しており、当時の納付状況を確認することができない。

また、申立期間②のうち平成元年3月から3年1月までについても、昭和63年7月と同様に、当時の納付状況を確認することができない。

さらに、当該期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和63年3月から同年6月までの期間及び同年8月から平成元年2月までの期間の国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 7 月から同年 9 月まで
昭和 50 年 4 月に、父が A 町役場で私の国民年金の加入手続を行い、同年 4 月から同年 6 月までの保険料については、父が同町役場で納付した。申立期間の保険料については、父から受け取った納付書に現金を添えて自分で B 市（現在は、C 市）で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 3 か月と短期間である上、申立人は、オンライン記録によると、申立期間を除き国民年金加入期間の保険料を全て納付していることが確認できる上、厚生年金保険との種別変更手続も適切に行われていることから、申立人の年金制度に対する意識の高さがうかがえる。

また、申立期間に近接する昭和 50 年 4 月から同年 6 月までの保険料について、平成 22 年 11 月に未納から納付済みに記録訂正が行われているなど、申立人に係る記録管理が不適切であった状況も認められ、申立人が申立期間の保険料のみを納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 6 月 15 日から 42 年 9 月 1 日まで
年金記録では申立期間について脱退手当金が支給済みとされているが、私は、脱退手当金を受け取った記憶は無い。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の健康保険整理番号の前後約 50 人のうち、脱退手当金の受給資格がある女性被保険者の中で、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 42 年 9 月 1 日の前後 2 年以内に資格喪失した者 10 人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、支給記録が確認できたのは申立人のみである上、複数の同僚に照会しても、「当該事業所から脱退手当金の説明は無かった。」あるいは「脱退手当金に関しては分からない。」と回答していることから、事業主が申立人の委任に基づき代理請求した可能性は低い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間より前の通算約 5 年に及ぶ 3 回の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、前述のとおり、代理請求ではなく、申立人が脱退手当金を請求したとすると、申立人が 4 回の被保険者期間のうち、その 3 回の被保険者期間の請求を失念するとは考え難い。

さらに、当該脱退手当金が支給決定された時期は、通算年金通則法施行後である。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 10 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 10 月から 61 年 3 月まで

私は、農協を退職後、A 町役場（現在は、B 市役所 C 支所）で国民年金の加入手続を行い、保険料は納付書に現金を添えて納付した。申立期間の保険料を納付した際の領収書は、引っ越し時に処分してしまい、現在は保管していない。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、農協を退職後、A 町役場で国民年金の加入手続を行い、保険料を納付したと主張しているが、保険料を納付するためには、国民年金に加入し、国民年金手帳記号番号の払出しを受けなければならないところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の手帳記号番号は昭和 61 年 6 月に払い出されている上、申立人の所持する年金手帳、及び申立人が同年 3 月に同町役場に提出した国民年金被保険者資格取得・種別変更（第 3 号被保険者該当）届書においても、申立人は、同年 4 月 1 日に第 3 号被保険者資格を新規取得していることが確認できることから、申立期間については国民年金に未加入となり、保険料を納付することができない。

また、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているものの、具体的な保険料の納付状況等が不明である上、申立期間中に年金手帳の交付を受けた記憶も無いと申述している。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。